

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照表 目次

1	児童福祉法施行令（昭和二十三年政令七十四号）（抄）	【第一条関係】	1
2	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）	【第二条関係】	20
3	生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）（抄）	【第三条関係】	30
4	社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）（抄）	【第四条関係】	32
5	消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（抄）	【第五条関係】	33
6	社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）	【第六条関係】	36
7	社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）（抄）	【第七条関係】	37
8	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）	【第八条関係】	40
9	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）	【第九条関係】	42
10	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）	【第十条関係】	44

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 事業、養育里親及び児童福祉施設（第三十五条―第三十八条）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三百三十一条及び第三百三十二条の規定</p> <p>二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百二十八号）第三十五条の規定</p> <p>三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第四十一条の規定</p> <p>四 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三十一条の規定</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 養育里親及び児童福祉施設（第三十五条―第三十八条）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一条の二 法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。</p> <p>第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める児童の福祉に関する法律の規定は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成十三年法律第七号）</p>

五 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第七条まで及び第十一条の規定

六 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十七条の規定

七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第六章の規定

八 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第三十三条の規定

九 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第三十七条の規定

十 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第八十条から第八十五条までの規定

第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 （略）

三 小学校就学前児童（通所給付決定に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園法第二条第六項に

）の規定とする。

第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 （略）

三 小学校就学前児童（通所給付決定に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは就学前の子どもに関する教育、

規定する認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。イ及び第二十五条の二において同じ。）が二人以上いる通所給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。） 次のイ又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ・ロ (略)

四 (略)

第二十五条の七 指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十二において同じ。）（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。第二十七条の十一において同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二十七条の十八において同じ。）に係る法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）

保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。イ及び第二十五条の二において同じ。）が二人以上いる通所給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。） 次のイ又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ・ロ (略)

四 (略)

第二十五条の七 法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）

- 
- 三 生活保護法
  - 四 社会福祉法
  - 五 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）
  - 六 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
  - 七 介護保険法
  - 八 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）
  - 九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
  - 十 児童虐待の防止等に関する法律
  - 十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
  - 十二 認定こども園法
  - 十三 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
  - 十四 子ども・子育て支援法
- ② 指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。
- 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）
  - 二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）
  - 三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）
  - 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
  - 五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
  - 六 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）
- 

- 三 生活保護法
  - 四 社会福祉法
  - 五 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）
  - 六 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
  - 七 介護保険法
  - 八 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）
  - 九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
  - 十 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
- ② 前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。
- 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）
  - 二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）
  - 三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）
  - 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
  - 五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
  - 六 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）
-

七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

八 前項各号に掲げる法律

第二十五条の八 法第二十一条の五の十五第二項第五号の二（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一 三 （略）

第二十五条の十二 指定障害児通所支援事業者（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）に係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 二 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
- 三 第二十五条の七第一項各号に掲げる法律

七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

第二十五条の八 法第二十一条の五の十五第二項第五号の二（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 三 （略）

第二十五条の十二 指定障害児通所支援事業者に係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 三 生活保護法
- 四 社会福祉法
- 五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 六 老人福祉法
- 七 社会福祉士及び介護福祉士法
- 八 介護保険法
- 九 精神保健福祉士法
- 十 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
- 十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

② 指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 第二十五条の七第一項各号及び第二項各号（第八号を除く。）に掲げる法律
- 三 前項各号（第三号を除く。）に掲げる法律

第二十七条 削除

律

十二 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

② 前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 医師法
- 三 歯科医師法
- 四 保健師助産師看護師法
- 五 医療法
- 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 七 薬剤師法
- 八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

第二十七条 法第二十四条第一項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいづれもが次の各号のいづれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。

第二十七条の十一 指定障害児入所施設（障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。次項及び第二十七条の十三第二項において同じ。）を提供するものを除く。）に係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 第二十五条の七第一項各号に掲げる法律
- 二 第二十五条の十二第一項各号（第三号を除く。）に掲げる法律

② 指定障害児入所施設のうち障害児入所医療を提供するものに係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 第二十五条の七第一項各号及び第二項各号（第八号を除く。）に掲げる法律
- 三 第二十五条の十二第一項各号（第三号を除く。）に掲げる法律

- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

第二十七条の十一 指定障害児入所施設に係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 三 生活保護法
- 四 社会福祉法
- 五 知的障害者福祉法
- 六 老人福祉法
- 七 社会福祉士及び介護福祉士法
- 八 介護保険法
- 九 精神保健福祉士法
- 十 発達障害者支援法
- 十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 十二 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

② 前項に掲げるもののほか、指定障害児入所施設のうち障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。第二十七条の十三第二項において同じ。）を提供するものに係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 医師法

第二十七条の十八 指定障害児相談支援事業者に係る法第二十四条の  
三十六第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 第二十五条の七第一項各号に掲げる法律
- 二 第二十五条の十二第一項各号（第三号を除く。）に掲げる法律

- 三 歯科医師法
- 四 保健師助産師看護師法
- 五 医療法
- 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 七 薬剤師法
- 八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

第二十七条の十八 指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十  
六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）に  
係る法第二十四条の三十六第九号の政令で定める法律は、次のとお  
りとする。

- 一 身体障害者福祉法
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 三 生活保護法
- 四 社会福祉法
- 五 知的障害者福祉法
- 六 老人福祉法
- 七 社会福祉士及び介護福祉士法
- 八 介護保険法
- 九 精神保健福祉士法
- 十 発達障害者支援法
- 十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法  
律
- 十二 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する  
法律

第二十八条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事は、法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等又は法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の保育の利用等若しくは措置に変更する場合には、現にその保護に当たっている児童福祉施設の長、家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を行う者又は法第二十七条第二項に規定する指定医療機関の長の意見を参考としなければならない。法第三十一条第一項から第三項までに規定する児童について、これらの規定により、満二十歳に達するまで、又はその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続きその者を児童福祉施設に在所させ、若しくは法第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採る場合においても、同様とする。

#### 第四章 事業、養育里親及び児童福祉施設

第三十五条 法第三十四条の十五第三項第四号ロの政令で定める法律は、第二十五条の七第一項各号（第一号、第二号、第五号及び第八号を除く。）に掲げる法律とする。

第三十五条の二 法第三十四条の十五第三項第四号ハの政令で定める法律の規定は、第二十五条の八各号に掲げる規定とする。

第二十八条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事は、法第二十五条の八第三号に規定する保育の実施等又は法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の保育の実施等若しくは措置に変更する場合には、現にその保護に当たっている児童福祉施設の長又は法第二十七条第二項に規定する指定医療機関の長の意見を参考としなければならない。法第三十一条第一項から第三項までに規定する児童について、これらの規定により、満二十歳に達するまで、又はその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続きその者を児童福祉施設に在所させ、若しくは法第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採る場合においても、同様とする。

#### 第四章 養育里親及び児童福祉施設

第三十五条 法第三十四条の二十第一項第三号の政令で定める法律は、社会福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法とする。

（新設）

第三十五条の三 法第三十四条の十五第三項第四号ニの政令で定める  
使用人は、申請者の行う家庭的保育事業等を管理する者及び申請者  
の設置する保育所の管理者とする。

(新設)

第三十五条の四 市町村長は、当該職員をして、一年に一回以上、国  
及び都道府県以外の者が行う家庭的保育事業等が法第三十四条の十  
六第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを  
実地につき検査させなければならない。

(新設)

第三十五条の五 法第三十四条の二十第一項第三号の政令で定める法  
律は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 児童扶養手当法
- 二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- 三 児童手当法
- 四 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律
- 五 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置  
法

六 第二十五条の七第一項第四号、第十二号及び第十四号に掲げる  
法律

第三十六条の二 法第三十五条第五項第四号ロの政令で定める法律は

(新設)

、次のとおりとする。

- 一 学校教育法
- 二 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)
- 三 第二十五条の七第一項各号(第一号、第二号、第五号及び第八  
号を除く。)に掲げる法律

第三十六条の三 法第三十五条第五項第四号ハの政令で定める法律の規定は、第二十五条の八各号に掲げる規定とする。

第三十七条 国、都道府県又は市町村の設置する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条及び次条において同じ。）及び児童福祉施設の職員の養成施設は、法第四十九条の規定により、それぞれ厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が、これを管理する。

第四十二条 法第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一・二 (略)

三 法第五十条第六号、第六号の二若しくは第七号又は第五十一条第三号若しくは第五号に掲げる費用（第四号及び第五号の規定による費用を除く。）については、厚生労働大臣が児童福祉施設又は家庭的保育事業等の種類、入所定員又は利用定員、所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した児童福祉施設又は家庭的保育事業等の職員の給与費、入所者又は利用者の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項又は第三項の規定による徴収金の額を控除した額

三の二 法第五十条第六号の三に掲げる費用については、障害児入

(新設)

第三十七条 国、都道府県又は市町村の設置する児童福祉施設及び児童福祉施設の職員の養成施設は、法第四十九条の規定により、それぞれ厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が、これを管理する。

第四十二条 法第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一・二 (略)

三 法第五十条第六号、第六号の三若しくは第七号又は第五十一条第三号若しくは第五号に掲げる費用（第四号及び第五号の規定による費用を除く。）については、厚生労働大臣が児童福祉施設の種類、入所定員、所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した児童福祉施設の職員の給与費、入所者の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項又は第三項の規定による徴収金の額を控除した額

三の二 法第五十条第六号の四に掲げる費用については、障害児入

所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等  
給付費又は障害児入所医療費の支給に要した費用の額（その費用  
のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする  
）。

四〇九（略）

（削る）

第四十三条 法第五十三条及び第五十五条の規定により交付した国庫  
及び都道府県の負担金は、次に掲げる場合においては、その全部又

所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等  
給付費又は障害児入所医療費の支給に要した費用の額（その費用  
のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする  
）。

四〇九（略）

第四十二条の二 就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読  
み替えられた法第五十一条第五号に規定する政令の定めるところに  
より算定した額は、私立認定保育所（就学前保育等推進法第十条第  
一項第四号に規定する私立認定保育所をいう。次項において同じ。  
）における保育を行うことに係る児童の保護者を、法第五十六条第  
三項に規定する本人又はその扶養義務者とみなし、当該私立認定保  
育所について同項の規定を適用することとした場合に、市町村の長  
が当該保護者から徴収することができる額として定める額とする。

② 私立認定保育所に係る前条第三号の規定の適用については、同号  
中「又は第五十一条第三号若しくは第五号」とあるのは、「第五十  
一条第三号若しくは第五号又は就学前保育等推進法第十三条第二項  
の規定により読み替えられた法第五十一条第五号」と、「があると  
きは、」とあるのは「があるときは、就学前保育等推進法第十三条  
第四項の保育料を除き、」と、「又は第三項の規定による徴収金の  
額」とあるのは「若しくは第三項の規定による徴収金の額又は就学  
前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五  
十一条第五号に規定する保育料額」とする。

第四十三条 法第五十三条及び第五十五条の規定により交付した国  
庫及び都道府県の負担金は、次に掲げる場合においては、その全部

は一部を返還させることができる。

一 家庭的保育事業等を行う者が、法第三十四条の第十七第四項の規定により、その事業の制限又は停止を命ぜられたとき。

二 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。次号及び第五号において同じ。）の設置者が、法第四十六条第四項の規定により、その事業の停止を命ぜられたとき。

三 児童福祉施設の設置者が、法第五十八条第一項の規定により、法第三十五条第四項の認可を取り消されたとき。

四 家庭的保育事業等を行う者が、法第五十八条第二項の規定により、法第三十四条の十五第二項の認可を取り消されたとき。

五 児童相談所若しくは児童福祉施設の設置者又は家庭的保育事業等を行う者が、法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

六 幼保連携型認定こども園の設置者が、認定こども園法第二十一条第一項の規定により、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ぜられたとき。

七 幼保連携型認定こども園の設置者が、認定こども園法第二十一条第一項の規定により、認定こども園法第十七条第一項の認可を取り消されたとき。

八 幼保連携型認定こども園の設置者が、法若しくは認定こども園法若しくはこれらの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

九 児童相談所若しくは児童福祉施設の設置者若しくは家庭的保育事業等を行う者が、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は児童相談所若しくは児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等を行う場所が当初予定した目的以外の用途に利用されるようになった

又は一部を返還させることができる。

一 児童福祉施設が、法第四十六条第四項の規定により、その事業の停止を命ぜられたとき。

二 児童福祉施設が、法第五十八条の規定により、その認可を取り消されたとき。

三 児童相談所又は児童福祉施設が、法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

四 児童相談所又は児童福祉施設が、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は当初予定した目的以外の用途に利用されるようになったとき。

とき。

十 負担金交付の条件に違反したとき。

十一 詐偽の手段で、負担金の交付を受けたとき。

第四十四条の二 法第五十六条第三項に規定する市町村の長は、同項に規定する額（以下この条において「保育料」という。）の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、本人又はその扶養義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

② 法第五十六条第四項の規定により保育料の収納の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した保育料を、その内容を示す計算書を添えて、当該市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

③ 法第五十六条第四項の規定により保育料の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保育料の収納の事務について検査することができる。

第四十五条の三 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二

五 負担金交付の条件に違反したとき。

六 詐偽の手段で、負担金の交付を受けたとき。

第四十四条の二 法第五十六条第三項に規定する都道府県又は市町村の長は、同項に規定する額（以下この条において「保育料」という。）の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、本人又はその扶養義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

② 法第五十六条第四項の規定により保育料の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県又は市町村の規則の定めるところにより、その収納した保育料を、その内容を示す計算書を添えて、当該都道府県若しくは市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条に規定する当該都道府県若しくは市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

③ 法第五十六条第四項の規定により保育料の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県又は市町村は、当該委託に係る保育料の収納の事務について検査することができる。

第四十五条の三 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二

項の規定による助言、法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、法第二十一条の五の二十第一項（法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による関係者相互間の連絡調整又は援助、法第二章第二節第三款（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、児童相談所設置市が行う法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第九項において「障害児通所支援事業等」という。）、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十四条の五の規定による質問等及び法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四条の十四の規定による質問等、児童相談所設置市が行う病児保育事業に係る法第三十四条の十八の二の規定による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等及び第三十八条の規定による検査、法第五十五条の規定による法第五十一条第五号の費用の負担、法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由、法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、法第五十六条

項の規定による助言、法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、法第二十一条の五の二十第一項（法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による関係者相互間の連絡調整又は援助、法第二章第二節第三款（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、児童相談所設置市が行う法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第九項において「障害児通所支援事業等」という。）、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十四条の五の規定による質問等及び法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四条の十四の規定による質問等、児童相談所設置市が行う家庭的保育事業に係る法第三十四条の十七の規定による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等及び第三十八条の規定による検査、法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、法第五十六条の七の規定による支援、法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る法第五十七条の三の三の規定による質問等並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。こ

の七第三項の規定による支援、法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る法第五十七条の三の三の規定による質問等並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。)とする。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

②～⑤ (略)

⑥ 第一項及び第二項の場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、法第八条第七項、第二十七條第六項、第三十三條第五項、第三十三條の十五第三項、第三十五條第六項、第四十六條第四項及び第五十九條第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を都道府県児童福祉審議会とみなして、法第三十三條の十二第一項及び第三項、第三十三條の十三並びに第三十三條の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。

⑦ 第一項及び第二項の場合においては、法第十条第二項及び第三項、第十八條第一項及び第三項、第五十五條(法第五十一條第五号に係る部分を除く。)並びに第五十六條の八第六項の規定は、適用しない。

⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第十二條第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)及び同項第二号ロ」とあるのは「前条第一項第二号ロ」と、法第十三條第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることがで

の場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

②～⑤ (略)

⑥ 第一項及び第二項の場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、法第八条第七項、第二十七條第六項、第三十三條第五項、第三十三條の十五第三項、第四十六條第四項及び第五十九條第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を都道府県児童福祉審議会とみなして、法第三十三條の十二第一項及び第三項、第三十三條の十三並びに第三十三條の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。

⑦ 第一項及び第二項の場合においては、法第十条第二項及び第三項、第十八條第一項及び第三項並びに第五十五條の規定は、適用しない。

⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第十二條第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)及び同項第二号ロ」とあるのは「前条第一項第二号ロ」と、法第十三條第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることがで

きる」とあるのは「職務を行う」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二十四条の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内」とあるのは「児童相談所設置市の区域以外の区域」と、法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と、法第三十四条の八中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、法第五十六条の八第三項中「市町村長を經由し、都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「児童相談所設置市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（児童相談所設置市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「

きる。」とあるのは「職務を行う。」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二十四条の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内」とあるのは「児童相談所設置市の区域以外の区域」と、法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「小規模住居型児童養育事業を行う者」とあるのは「小規模住居型児童養育事業を行う者（都道府県を除く。）」と、法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同条第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「児童相談所設置市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（児童相談所設置市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「児童相談所設置市の市長を」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と読み替えるものとする。

児童相談所設置市の市長を」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」とする。

⑨ 児童相談所設置市がその事務を処理するに当たつては、法第三十条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四条の十八の二第一項及び第三項の規定による病児保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、適用しない。

附 則

第五十二条 法附則第七十三条第一項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第七項	第三項	附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第七項

⑨ 児童相談所設置市がその事務を処理するに当たつては、法第三十条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四条の十七第一項、第三項及び第四項の規定による家庭的保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、適用しない。

附 則

(新設)

<p>第三十二條第三項</p>			
<p>第四十六條の第二項</p>	<p>第二十四條第三項</p>	<p>同條第四項</p>	
<p>附則第七十三條第一項の規定により読み替えられた第二十四條第三項</p>	<p>第二十四條第四項</p>	<p>附則第七十三條第一項の規定により読み替えられた第二十四條第三項</p>	<p>三項</p>

改正案	現行
<p>第七十七条 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、左に掲げる施設を使用して、演説会等を開催することができる。</p> <p>一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）及び公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館をいう。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>（児童福祉に関する事務）</p> <p>第七十四条の二十六 地方自治法第一百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の</p>	<p>第七十七条 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、左に掲げる施設を使用して、演説会等を開催することができる。</p> <p>一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）及び公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館をいう。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>（児童福祉に関する事務）</p> <p>第七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の</p>

九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七十四条の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七十四条の四十九の二において同じ。）の登録等、同法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第二十一条の五の二十第一項（同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、指定都市が行う同法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第八項において「障害児通所支援事業等」という。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項において「児童自立生活援助事業」という。）又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（第八項において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四条の五の規定による質問等及び同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（第八項において「一時預かり事業」という。）に係る同法第三十四条の十四の規定による質問等、指定都市が行う同法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業（第八項において「病児保育事業」という。）に係る同法第三十四条の十八の二の規定による質問等、指定都市が設置す

九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七十四条の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七十四条の四十九の二において同じ。）の登録等、同法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第二十一条の五の二十第一項（同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、指定都市が行う同法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第八項において「障害児通所支援事業等」という。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項において「児童自立生活援助事業」という。）又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（第八項において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四条の五の規定による質問等及び同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（第八項において「一時預かり事業」という。）に係る同法第三十四条の十四の規定による質問等、指定都市が行う同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業（第八項において「家庭的保育事業」という。）に係る同法第三十四条の十七の規定による質問等、指定都市が設置する

る同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の負担、同法第五十六条の四の二第二項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、同法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の經由、同法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、同法第五十六条の七第三項の規定による支援、同法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る同法第五十七条の三の三の規定による質問等並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法並びに児童虐待の防止等に関する法律中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

## 2 4 (略)

5 第一項の場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第八条第七項、第二十七條第六項、第三十三條第五項、第三十三條の十五第三項、第三十五條第六項、第四十六條第四項及び第五十九條第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会を都道府県児童福祉審議会とみなして、同法第三十三條の十二第一項及び第三項、第

同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、同法第五十六条の七の規定による支援、同法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る同法第五十七条の三の三の規定による質問等並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法並びに児童虐待の防止等に関する法律中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

## 2 4 (略)

5 第一項の場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第八条第七項、第二十七條第六項、第三十三條第五項、第三十三條の十五第三項、第四十六條第四項及び第五十九條第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会を都道府県児童福祉審議会とみなして、同法第三十三條の十二第一項及び第三項、第三十三條の十三並び

三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。

6 第一項の場合においては、児童福祉法第十条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項、第五十五条（同法第五十一条第五号に係る部分を除く。）並びに第五十六条の八第六項の規定は、これを適用しない。

7 第一項の場合においては、児童福祉法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号ロ」とあるのは「前条第一項第二号ロ」と、同法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「職務を行う」と、同法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内」とあるのは「指定都市の区域以外の区域」と、同法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同法第十一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、

に第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。

6 第一項の場合においては、児童福祉法第十条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項並びに第五十五条の規定は、これを適用しない。

7 第一項の場合においては、児童福祉法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号ロ」とあるのは「前条第一項第二号ロ」と、同法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「職務を行う」と、同法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内」とあるのは「指定都市の区域以外の区域」と、同法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「小規模住居型児童養育事業を行う者」とあるのは「小規模住居型児童養育事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同法第四号中「市町村」と

同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同法第五十六条の八第三項中「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「指定都市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（指定都市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「指定都市の市長を」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」とする。

8 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、児童福祉法第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の十八の二第一項及び第三項の規定による病児保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに児童福祉法施行令第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、これを適

とあるのは「都道府県及び市町村」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「指定都市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（指定都市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「指定都市の市長を」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と読み替えるものとする。

8 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、児童福祉法第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の十七第一項、第三項及び第四項の規定による家庭的保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに児童福祉法施行令第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、こ

用しない。

(児童福祉に関する事務)

第七百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市（以下「中核市」という。）が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一〇十 (略)

十一 児童福祉法第二章第四節（第三款を除く。）及び第五十七条の二から第五十七条の四までの規定による同法第五十条第六号の三に規定する障害児入所給付費等の支給等に関する事務

一二〇十五 (略)

十六 中核市が行う児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業に係る同法第三十四条の十四の規定による質問等に関する事務

十七 中核市が行う児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業に係る同法第三十四条の十八の二の規定による質問等に関する事務

十八 助産施設、母子生活支援施設及び保育所（以下この条において「特定児童福祉施設」という。）以外の児童福祉施設に係る児童福祉法第三十五条及び第五十八条第一項の規定による設置の認

れを適用しない。

(児童福祉に関する事務)

第七百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市（以下「中核市」という。）が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一〇十 (略)

十一 児童福祉法第二章第四節（第三款を除く。）及び第五十七条の二から第五十七条の四までの規定による同法第五十条第六号の四に規定する障害児入所給付費等の支給等に関する事務

一二〇十五 (略)

十六 中核市が行う児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業に係る同法第三十四条の十四の規定による質問等

十七 中核市が行う児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業に係る同法第三十四条の十七の規定による質問等

十八 助産施設、母子生活支援施設及び保育所（以下この条において「特定児童福祉施設」という。）以外の児童福祉施設に係る児童福祉法第三十五条の規定による設置の認可等に関する事務

可等に関する事務

十九〜二十一 (略)

二十二 児童福祉法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の負担に関する事務

二十三 特定児童福祉施設以外の児童福祉施設に係る児童福祉法第五十六条の二及び第五十六条の三の規定による補助等に関する事務

二十四 児童福祉法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理に関する事務

二十五 児童福祉法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由に関する事務

二十六 児童福祉法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決に関する事務

(削る)

二十七 児童福祉法第五十六条の七第三項の規定による支援に関する事務

二十八 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設(同法第六条の三第九項から第十二項まで、第三十六条、第三十八条及び第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものを除く。)に係る同法第五十九条の規定による質問等に関する事務

二十九 児童福祉法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務

三十 児童福祉法施行令第三十六条の規定による児童自立支援施設

2 前項の場合においては、児童福祉法第三十四条の十八中「及び都

十九〜二十一 (略)

二十二 特定児童福祉施設以外の児童福祉施設に係る児童福祉法第五十六条の二、第五十六条の三、第五十八条及び第五十九条の規定による補助等に関する事務

二十三 児童福祉法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決に関する事務

二十四 児童福祉法施行令第三十六条の規定による児童自立支援施設の設置に関する事務

二十五 児童福祉法第五十六条の七の規定による支援に関する事務

二十六 児童福祉法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務

2 前項の場合においては、児童福祉法第三十五条第三項及び第六項

道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同条第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設又は母子生活支援施設を」と、「(当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前)」とあるのは「までに、保育所を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の三月前」と、同条第十二項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設又は保育所」と、同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所(これらのうち都道府県が設置するものを除く。)」と、同法第五十一条第三号中「費用(都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。)」とあるのは「費用」と、同法第五十六条の二第一項各号列記以外の部分中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、「(保育所を除く。以下この条において同じ。)」について「とあるのは「について」と、同項第一号中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同項第二号中「その児童福祉施設」とあるのは「その助産施設及び母子生活支援施設」と、「同種の児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支

中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所(これらのうち都道府県が設置するものを除く。)」と、同法第五十一条第三号中「費用(都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。)」とあるのは「費用」と、同条第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「中核市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者(中核市を除く。)」と、「都道府県知事を」とあるのは「中核市の市長を」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所(これらのうち都道府県が設置するものを除く。)」とする。

援施設」と、同条第二項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同法第五十六条の八第三項中「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、同法第五十八条第一項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設又は保育所」と、同法第五十九条第一項中「若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）」とあるのは、「第三十六条、第三十八条又は第三十九条第一項」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設若しくは保育所」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「中核市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（中核市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「中核市の市長を」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」とする。

3 第七百七十四条の二十六第二項から第四項まで、第五項前段、第六項及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第二項の場合」と、「第五項」とあるのは「同条第三項において準用する第五項」と、同条第四項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「前項」とあるのは「同条第三項において準用する前項」と、同条第五項前段中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第三項」とあるのは「同条第三項において準用する第三項」と、「第二十七条第六項、第三十三条第五項、第十三条の十五第三項、第三十五条第六項」とあるのは「第三十五条

3 第七百七十四条の二十六第二項から第四項まで、第五項前段、第六項及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第二項の場合」と、「第五項」とあるのは「同条第三項において準用する第五項」と、同条第四項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「前項」とあるのは「同条第三項において準用する前項」と、同条第五項前段中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第三項」とあるのは「同条第三項において準用する第三項」と、「第二十七条第六項、第三十三条第五項、第十三条の十五第三項、第四十六条第四項」とあるのは「第四十六条

第六項」と、同条第六項中「第一項の場合」とあるのは「第七十四條の四十九の二第一項の場合」と、「第十條第二項及び第三項、第十八條第一項及び第三項」とあるのは「第十八條第一項」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同条第八項中「第二百五十二條の十九第二項」とあるのは「第二百五十二條の二十二第二項」と、「児童福祉法第三十四條の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四條の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法」とあるのは「児童福祉法」と、「第四項の規定による児童福祉施設」とあるのは「第四項の規定による第七十四條の四十九の二第一項第十八号に規定する特定児童福祉施設」と、「第三十八條の規定による児童福祉施設」とあるのは「第三十八條の規定による同号に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。

第四項」と、同条第六項中「第一項の場合」とあるのは「第七十四條の四十九の二第一項の場合」と、「第十條第二項及び第三項、第十八條第一項及び第三項並びに」とあるのは「第十八條第一項及び」と、同条第八項中「第二百五十二條の十九第二項」とあるのは「第二百五十二條の二十二第二項」と、「児童福祉法第三十四條の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四條の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法」とあるのは「児童福祉法」と、「児童福祉施設」とあるのは「第七十四條の四十九の二第一項に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（法第四十九条の二第二項第三号の政令で定める法律）</p> <p>第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。））、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十三 （略）</p> <p>二十四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）</p> <p>二十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）</p> <p>二十六 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）</p> <p>二十七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）</p> <p>（法第五十一条第二項第八号の政令で定める法律）</p> <p>第四条の三 法第五十一条第二項第八号（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十六 （略）</p>	<p>（法第四十九条の二第二項第三号の政令で定める法律）</p> <p>第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。））、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十三 （略）</p> <p>二十四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）</p> <p>二十五 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）</p> <p>（法第五十一条第二項第八号の政令で定める法律）</p> <p>第四条の三 法第五十一条第二項第八号（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十六 （略）</p>

<p>二十七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</p>	<p>二十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律</p>
<p>二十九 子ども・子育て支援法</p>	<p>三十 再生医療等の安全性の確保等に関する法律</p>
<p>二十七 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律</p>	<p>二十八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律</p>

改正案	現行
<p>（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の第三十項に規定する小規模保育事業</p> <p>二（略）</p>	<p>（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）である同法第三条第三項の幼保連携施設を構成する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する保育所を経営する事業</p> <p>二（略）</p>

改 正 案		現 行	
<p>別表第一（第一条の二―第三条、第三条の三、第四条、第四条の二の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十条の四―第三十六条関係）</p> <p>（二）（五）（略）</p> <p>イ 病院、診療所又は助産所 ロ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行</p>			

う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(2) 救護施設

(3) 乳児院

(4) 障害児入所施設

(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）

ハ 次に掲げる防火対象物

(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(2) 救護施設

(3) 乳児院

(4) 障害児入所施設

(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）

ハ 次に掲げる防火対象物

(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(七) 三十七	<p>(2) 更生施設</p> <p>(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>ニ 幼稚園又は特別支援学校</p> <p>(略)</p>
------------	--

(七) 三十七	<p>(2) 更生施設</p> <p>(3) 助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>ニ 幼稚園又は特別支援学校</p> <p>(略)</p>
------------	--

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定社会福祉事業）</p> <p>第二条 法第二条第二項第三号の政令で定める社会福祉事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の十五第二項の規定による認可を受けた小規模保育事業</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業</p>	<p>（特定社会福祉事業）</p> <p>第二条 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める社会福祉事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業とする。</p>

改正案	現行
<p>（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）</p> <p>第一条 社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百二十四号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定とする。</p>	<p>（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）</p> <p>第一条 社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百二十四号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定とする。</p>

(法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律の規定とする。

#### 附 則

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における

(法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律の規定とする。

#### 附 則

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支

る子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律の規定とする。

給等に関する特別措置法及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律の規定とする。

改正案	現行
<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第百十五条の十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一（二十二）（略）</p> <p>二十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）</p> <p>二十四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）</p> <p>二十五 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）</p> <p>（指定の取消し等に係る法律）</p> <p>第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号</p>	<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第百十五条の十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一（二十二）（略）</p> <p>二十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）</p> <p>（指定の取消し等に係る法律）</p> <p>第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号</p>

、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百条第一項第九号、第百十五条の九第一項第九号、第百十五条の十九第十一号及び第百十五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇二十五 (略)

二十六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

二十七 子ども・子育て支援法

二十八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百条第一項第九号、第百十五条の九第一項第九号、第百十五条の十九第十一号及び第百十五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇二十五 (略)

二十六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）【第九条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百七条第三項第四号（法第百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百七条の二、第百十五条の二第二項第五号、第百十五条の十二第二項第五号及び第百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一（二十二）（略）</p> <p>二十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）</p> <p>二十四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）</p> <p>二十五 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）</p>	<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百七条第三項第四号（法第百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百七条の二、第百十五条の二第二項第五号、第百十五条の十二第二項第五号及び第百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一（二十二）（略）</p> <p>二十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）</p>

(指定の取消し等に係る法律)

第三十五条の四 法第七十七条第一項第九号、第七十八条の第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百条第一項第九号、第一百四十四条第一項第十号、第一百五十五条の九第一項第九号、第一百五十五条の十九第十一号及び第一百五十五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇二十五 (略)

二十六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

二十七 子ども・子育て支援法

二十八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(指定の取消し等に係る法律)

第三十五条の四 法第七十七条第一項第九号、第七十八条の第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百条第一項第九号、第一百四十四条第一項第十号、第一百五十五条の九第一項第九号、第一百五十五条の十九第十一号及び第一百五十五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇二十五 (略)

二十六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

改 正 案	現 行
<p>（法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）</p> <p>第二十二條 指定障害福祉サービス事業者（療養介護を提供するものを除く。）又は指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）</li> <li>二 身体障害者福祉法</li> <li>三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</li> <li>四 生活保護法</li> <li>五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）</li> <li>六 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）</li> <li>七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）</li> <li>八 介護保険法</li> <li>九 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）</li> <li>十 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）</li> <li>十一 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）</li> </ol>	<p>（法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）</p> <p>第二十二條 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）</li> <li>二 身体障害者福祉法</li> <li>三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</li> <li>四 生活保護法</li> <li>五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）</li> <li>六 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）</li> <li>七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）</li> <li>八 介護保険法</li> <li>九 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）</li> </ol>

十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

十三 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

十四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

2 指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）

三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）

六 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）

七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

八 前項各号に掲げる法律

（法第五十条第一項第九号の政令で定める法律）

第二十六条 指定障害福祉サービス事業者（療養介護を提供するものを除く。）又は指定障害者支援施設に係る法第五十条第一項第九号（同条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

十 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

2 前項に掲げるもののほか、指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）

三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）

六 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）

七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

第八十五号）

（法第五十条第一項第九号の政令で定める法律）

第二十六条 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設に係る法第五十条第一項第九号（同条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 児童福祉法

二 身体障害者福祉法

- 二 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）
- 三 第二十二條第一項各号に掲げる法律

2 指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第五十條第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 第二十二條第一項各号及び第二項各号（第八号を除く。）に掲げる法律
- 三 前項各号（第三号を除く。）に掲げる法律

（法第五十一條の十九第二項等において準用する法第三十六條第三

- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 四 生活保護法
- 五 社会福祉法
- 六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 七 老人福祉法
- 八 社会福祉士及び介護福祉士法
- 九 介護保険法
- 十 精神保健福祉士法

2 前項に掲げるもののほか、指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第五十條第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 医師法
- 三 歯科医師法
- 四 保健師助産師看護師法
- 五 医療法
- 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 七 薬剤師法
- 八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

（法第五十一條の十九第二項等において準用する法第三十六條第三項第五号の政令で定める法律）

項第五号の政令で定める法律)

第二十六条の十 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)及び第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二條第一項各号に掲げる法律とする。

(法第五十一条の二十九第一項第九号及び第二項第九号の政令で定める法律)

第二十六条の十六 指定一般相談支援事業者に係る法第五十一条の二十九第一項第九号の政令で定める法律及び指定特定相談支援事業者に係る同条第二項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一| 第二十二條第一項各号に掲げる法律
- 二| 第二十六條第一項各号(第三号を除く。)に掲げる法律

第二十六条の十 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)及び第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一| 児童福祉法
- 二| 身体障害者福祉法
- 三| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 四| 生活保護法
- 五| 社会福祉法
- 六| 老人福祉法
- 七| 社会福祉士及び介護福祉士法
- 八| 介護保険法
- 九| 精神保健福祉士法
- 十| 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(法第五十一条の二十九第一項第九号及び第二項第九号の政令で定める法律)

第二十六条の十六 指定一般相談支援事業者に係る法第五十一条の二十九第一項第九号の政令で定める法律及び指定特定相談支援事業者に係る同条第二項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一| 児童福祉法
- 二| 身体障害者福祉法
- 三| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第三十八条 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二條第一項第一号から第四号まで、第八号及び第十三号並びに第二項各号(第八号を除く。)に掲げる法律とする。

- 四 生活保護法
- 五 社会福祉法
- 六 知的障害者福祉法
- 七 老人福祉法
- 八 社会福祉士及び介護福祉士法
- 九 介護保険法
- 十 精神保健福祉士法
- 十一 発達障害者支援法
- 十二 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第三十八条 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法
- 二 医師法
- 三 歯科医師法
- 四 保健師助産師看護師法
- 五 医療法
- 六 身体障害者福祉法
- 七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 八 生活保護法
- 九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 十 薬剤師法

(法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第四十二条 法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 第二十一条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第十三号並びに第二項各号(第八号を除く。)に掲げる法律

二 第二十六条第一項各号(第三号を除く。)及び第二項第一号に掲げる法律

十一 介護保険法

十二 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第四十二条 法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 児童福祉法

三 医師法

四 歯科医師法

五 保健師助産師看護師法

六 医療法

七 身体障害者福祉法

八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

九 生活保護法

十 知的障害者福祉法

十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

十二 薬剤師法

十三 介護保険法

十四 発達障害者支援法

十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

十六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律